

令和2年4月17日

関係各位

青森県県土整備部整備企画課

交通誘導員の確認に関する当面の措置について

交通誘導員の配置にあたって、青森県県土整備部では土木工事共通仕様書（参考資料）に記載する「建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講証（過去3年以内）の確認」を必要としているところですが、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、安全講習会開催の見通しが立たない状況であることから、安全講習会が再開されるまでの間、現有の受講証明書を有効として取り扱うこととしたのでお知らせします。

【担当】

技術管理グループ

岡・壬生・千葉

TEL 017-734-9645